

三宮 十五郎 議員 日本共産党 弥富市議団

海部南部水道企業団の料金引き下げを

問

の平均が1.62%の黒字。

(1) 「海部南部水道企業団

(以下、企業団)は100%県営

水道(以下、県水)を買って

いるので、他団体より優遇

されている」と説明してき

たが、21年度から県平均供

給単価より高く購入してい

る。

そのため年間1千300万円

ほどの負担増となった。

さらに14年度に1立米1

円21銭だった県水の給水利

益は23年度には11円4銭と

なり、この間の利益率が

19%近くまで引き上がった。

少しでも安い水をと努力

している企業団と同規模の

全国の事業団体の1立米あ

たりの利益は24年度決算で

給水収益に対して平均

0.27%の赤字、県平均は

0.87%の赤字、尾張地域

の平均が1.62%の黒字。

県水は儲け過ぎ、利益幅

を半分にする企業団では

年間6千万円以上の節約が

できる。

地盤沈下防止対策として

県によって地下水使用を禁

止され、県民的、国民的課

題に貢献している地域の水

道料金引き下げのため他市

町村とも力を合わせ、県が

ふさわしい役割を果たすよ

う働きかけていただきたい。

(2) 愛西市の旧佐織、八開

地域の水道料金は、給水人

口一人あたり25年度決算で

企業団の60.5%と安い。

7年度から25年度は企業

団も愛西市(旧佐織など)で

も大きな設備更新事業が行

われた。

企業団の給水人口一人当

たりの自治体補助・出資金

額は、1万1千319円、愛西

市は6万3千650円、この差

が水道料金が高いもう一つ

の理由である。

企業団事務局は「地方公

営企業法によって、市町村

からの財政支援は原則禁止

になっている」と説明し、

市・町長も受け入れてきた。

法の適用は、県にも市町

村にも行われている。

県の水道事業統計資料で

も県を含む多くの団体が補

助金や出資金の支出を明記

している。

地震・防災対策などの過

大な負担には市村からの必

要な支援がされるよう合意

を図っていただきたい。

(3) 企業長や副企業長(市

村長)は、まだ市村からの

財源繰り入れはできないと

思い込んでいる。県も市町

村も防災対策など過大な負

担解消のために多額の補

助・出資などを行っている。

世代間負担の公平を図る

財政計画について尋ねる。

企業団は、住民と議会の

要請、22年度から服部市長

の企業長就任などもあり、

さまざまな経営改善が行わ

れてきた。

20年度末に予定されてい

た財政計画に比べて、25年

度の決算時には29年度まで

の財政計画で実質24億4千

900万円の財政の改善が行わ

れた。

入札制度の改善による大

幅な建設費の節減、4年間

の営業利益の倍増、起債残

高の減少と新規起債の大幅

縮小などによるものである。

平成初期の庁舎新設、石

綿管更新、弥富・立田・佐

屋各配水場の電気機械設備

更新等、多額の設備投資を

行いながら改善された成果

を高い水道料金をそのまま

にして、全て借金の返済と

縮減に充てられることは、

世代間の負担の公平を損な

うもので、その改善を図る

財政計画の確立を求める。

均給水価格より1.52%高

くなっている。

地域の給水人口の減少、

節水意識が高くなり需給バ

ランスが崩れている。

需要が下回っても県水の

基本料金は過去3年間の一

日最大受水量を下回る契約

は認めないので見直しを求

めていく。

(2) 地方公営企業法によっ

て、独立採算制の原則が定

められているので、総務省

の基準に該当しなければ繰

り入れはできない。

企業団経営にとって必要

な財源というものを検討し

ていきたい。

(3) 老朽管の更新事業は今

後も続き、30年度から立田

配水場配水池更新工事など

で多額の起債が見込まれる

ので、できるだけ返してお

きたい。

そうした中で世代間の公

平な負担をさせていただく

ようになっていく。

これらを組み入れながら、

改めて料金などの検討協議

会を提案していきたい。

料金問題の検討を提案していきたい

答 市長

(1) 23年度から25年度の企

業団の受水価格は、県の平